

生保 1 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (5) の各問に答えなさい。

(1) ~ (5) 各 4 点 (計 20 点)

(1) 以下の表は生命保険の一般的な商品開発プロセスを説明するものである。空欄①~④に当てはまる最も適切な語句を、語群 (A) ~ (H) から、指定された個数だけ選択しなさい。なお、語群 (A) ~ (H) の各語句は、必ず①~④のいずれかの空欄に該当し、同じ語句が複数の空欄に当てはまることはない。(4 点)

1. 商品企画：会社戦略に整合する、中長期的な商品開発・改定計画の立案・見直しを行う
商品開発部門だけでなく、営業現場や事務部門など、多様な立場から積極的かつ随時提言されたアイデアについて、より包括的な検討に進めるか否かを評価する。
2. 包括的事業化分析：下記の事項を分析し、事業化の可否を判断する
・ 市場性 (※)
(※) 商品内容・販売に影響を与える、下記のような環境要因を検討する
・ 「 <input type="text"/> ① (語句の個数：3つ)」
・ 既存商品への影響
・ 留意すべき法的規制の有無
・ 保険商品税制
・ 経済環境見通し
・ マーケティング計画
・ 「 <input type="text"/> ② (語句の個数：3つ)」
3. 詳細設計：下記の事項について最終化し、導入・実開発を進めるにあたり会社としての承認がなされる
・ 契約書 (約款)
・ 営業保険料や解約返戻金等の価格関連事項
・ 募集手数料、販売範囲、「 <input type="text"/> ③ (語句の個数：1つ)」といったルール
4. 導入・実開発：詳細設計内容に基づき、下記のような事項の実務的な準備を行う
・ 「 <input type="text"/> ④ (語句の個数：1つ)」
・ 募集体制
・ 事務プロセス
・ システムの開発・整備
5. 事後モニタリングと改善アクション
発売後にモニタリングを実施し、その結果を通じ次の会社の行動につなげる。 ⇒上記を通じて、商品開発事業のPDCAサイクルが循環していく。

【語群】

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (A) 顧客や販売チャネルへの魅力度 | (B) 商品の基本設計 |
| (C) 実現可能性 | (D) 認可取得 |
| (E) 危険選択 | (F) 販売量と財務収支の概算見通し |
| (G) 想定顧客層の市場規模 | (H) 競合環境における優位性や差別化要素 |

(2) 生保標準生命表 2018 (死亡保険用) の作成における基礎データについて、次の A～D に適切な語句・数字を記入しなさい (4 点)

生命保険協会においてまとめた生命保険会社 29 社の実績の提供を受け、粗死亡率作成の基礎となるデータとした。粗死亡率の基礎データは次のとおりである。

- ① 有診査 男女別
- ② 経過年数 30 年以下

このデータを分析し、標準死亡率に求められる、死亡率の安定性・安全性の確保および経験死亡率の の実態を勘案し、観察年度および截断年数を次のとおり決定した。

- ・観察年度については、死亡率の安定性を確保するため 3 観察年度と設定した。ただし、特定の年齢で死亡率が大きく上振れしている の影響を除くため、2008、2009、2011 観察年度の 3 観察年度とした。
- ・また、 を排除し、死亡率の安全性を確保するため、基礎データの截断を行った。截断年数は、死亡率の安定性を確保するため、截断後の契約件数が 50% 以上となるように、男女別・年齢群団別に 1 年截断～ 年截断とした。

なお、若年齢の有診査契約は経過契約件数が充分ではないため、データの安定性・信頼性を考慮し、男子 17 歳以下および女性 27 歳以下では 6 観察年度の有無診査合計を使用することとした。この際、「有診査粗死亡率の % 信頼区間の上限」が、「有診査粗死亡率の 130%」を上回る年齢を、3 観察年度有診査のデータから 6 観察年度有無診査合計のデータへの接続年齢とした。

また、長寿化の進展および高年齢の経験データの充実を踏まえ、粗死亡率の安定性を考慮しつつ、可能な限り経験データを用いる観点から、男女とも 81 歳以上では 6 観察年度の経験データ (有診査) を使用することとした。

- (3) 以下は保険会社向けの総合的な監督指針「Ⅱ－２－５ 商品開発に係る内部管理態勢」のうち「Ⅱ－２－５－１ 意義」「Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点」の記載を抜粋したものである。ア～クの空欄に当てはまる語句として最も適切なものを選択肢（A）～（AD）の中から1つ選びなさい。なお、同じ選択肢を複数回用いてもよい。（4点）

Ⅱ－２－５ 商品開発に係る内部管理態勢

Ⅱ－２－５－１ 意義

保険商品の内容は「

保険会社より商品の認可申請が行われた場合、監督当局としては、契約内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないか、不当な差別的取扱いをするものでないか、契約内容が公序良俗を害するものではないか等の

(中略)

【選択肢】

- | | | | |
|-----------------|------------|---------------|-------------|
| (A) ステークホルダー | (B) 保険業法 | | |
| (C) 契約概要・注意喚起情報 | (D) 営業基盤 | (E) 取りまとめ部門 | |
| (F) 定款 | (G) 公認会計士 | (H) 取締役 | (I) 環境 |
| (J) 社会的信用 | (K) 保険計理人 | (L) 重要事項説明書 | (M) ご契約のしおり |
| (N) 社内規定 | (O) 意思決定 | (P) コミュニケーション | |
| (Q) リスク管理 | (R) 会社特性 | (S) 健全性維持 | (T) 普通保険約款 |
| (U) 監査委員会 | (V) 保険法 | (W) 道徳 | (X) 執行役 |
| (Y) 外部監査人 | (Z) 消費者契約法 | (AA) 経営計画 | |
| (AB) 財務ポジション | (AC) 身体 | (AD) 相互牽制 | |

(次ページに設問の続きあり)

Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点

(1) 商品開発に係る **ウ** の認識及び取締役会等の役割

- ①取締役会において、保険会社の **エ** ・経営方針に沿った商品開発に係る方針を明確に定めているか。
- ② **ウ** は、商品開発に係る内部管理が **オ** や適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。
- ③取締役会は、商品開発に係る内部管理について統合的に管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば、商品開発に関連する各部門の間で **カ** 等の機能が十分発揮されるものとなっているか。なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、商品開発方針や内部管理手法の変更にあわせて改善を図っているか。
- ④適切な商品開発に係る内部管理を行うため、業務に精通した人材を所要の部署に確保するための人事及び人材育成等についての全社的な方針を、取締役会等又は取締役会から権限を授權されている取締役等（執行役員等の役員を含む。以下同じ。）が明確に定めているか。
- ⑤経営上の観点から重要なものについては、商品内容の概略決定にあたり、収支予測、保険引受リスク、コンプライアンス、販売計画、システム開発、保険商品特有の **キ** 的危険等についての課題及び検討内容等を取締役会等において議論することが確保されているか。
- ⑥ **ク** は、保険料及び責任準備金の算出方法その他の保険数理に関する事項について、関連する部門と連携を密にした上で、必要な場合には取締役会等に対して、問題点等を適確に報告しているか。

(以下略)

【選択肢】（再掲）

- | | | | |
|-----------------|------------|---------------|-------------|
| (A) ステークホルダー | (B) 保険業法 | | |
| (C) 契約概要・注意喚起情報 | (D) 営業基盤 | (E) 取りまとめ部門 | |
| (F) 定款 | (G) 公認会計士 | (H) 取締役 | (I) 環境 |
| (J) 社会的信用 | (K) 保険計理人 | (L) 重要事項説明書 | (M) ご契約のしおり |
| (N) 社内規定 | (O) 意思決定 | (P) コミュニケーション | |
| (Q) リスク管理 | (R) 会社特性 | (S) 健全性維持 | (T) 普通保険約款 |
| (U) 監査委員会 | (V) 保険法 | (W) 道徳 | (X) 執行役 |
| (Y) 外部監査人 | (Z) 消費者契約法 | (AA) 経営計画 | |
| (AB) 財務ポジション | (AC) 身体 | (AD) 相互牽制 | |

- (4) 1999 年以降日本で販売された変額年金保険の概要について、次のア～クの空欄に当てはまる最も適切なものをそれぞれ選択肢 (A) ～ (Y) の中から 1 つ選びなさい。なお、同じ選択肢を複数選択してもよい。(4 点)

90 年代後半の世界的な金利低下トレンドと、特に米国において比較的堅調な株式相場が長期に続いたこと等を背景に、と生命保険の融合商品ともいえる変額年金保険が登場した。変額年金保険は米国でヒットしたあと、日本でも 1999 年になって販売が始まり、2002 年にはが認められたことが契機になって市場は大きく拡大した。

変額年金保険は本質的には特別勘定に設定されたであり、本来は運用成果により受け取る年金額もしくは死亡時等の受取額が変動するものであるが、これらに何らかの最低保証を付与することで保険商品と位置付けられるものになる。

この最低保証は一種のオプション（原資産価格のダウンサイドの保護という意味ではオプション）に相当するが、オプション行使条件が原資産価格と行使期日だけでは記述できず、被保険者の生死が関与する点や、時におけるオプション価値の清算がないといった点が、市場で取引される金融オプションとの大きな違いである。

1999 年以降日本で販売された変額年金保険の一般的な商品形態は保険料一時払であるが、変額年金保険においては、契約時点で払い込まれる保険料は単に特別勘定への投入金額を意味する名目的なものにすぎず、特別勘定資産より残高比例の日割りで控除される仕組みのが、実質的な意味（最低保証のための純保険料＋付加保険料）での保険料に相当する。

こうした構造により変額年金保険では、特別勘定の運用実績が振るわない場合には、特別勘定残高比例の収入が低迷することで、その内枠である予定事業費収入が不足して費差収支を圧迫することになる等、伝統的商品に比べて費差のリスクが大きい構造となっている。

また、変額年金保険のオプション料に相当するは特別勘定残高が減少し最低保証の本源的価値が高まるほど（になるほど）、収入が減少するというミスマッチ構造を有していることに注意が必要である。

このことは、保険料収入の一部をして将来のリスクに備えるという伝統的な保険数理の考え方だけではリスクコントロールがうまく機能しないおそれがあることを示唆している。

【選択肢】

- | | | |
|------------|---------------|-------------|
| (A) 運用関係費用 | (B) アウトオブザマネー | (C) 投資信託 |
| (D) 死亡 | (E) 再投資 | (F) 債券投資 |
| (H) 割増 | (I) 特別保険料 | (J) 銀行窓販 |
| (L) ペイオフ | (M) 株式投資 | (N) 保険関係費用 |
| (P) アメリカン | (Q) 最低保証料 | (R) コール |
| (T) インザマネー | (U) 内部留保 | (V) 年金管理費用 |
| (X) 特定口座開設 | (Y) 年金支払開始 | (W) アットザマネー |

(5) 非比例式再保険について以下 (ア) (イ) の各問に答えなさい。(4 点)

(ア) 非比例式再保険の代表的な形態について説明した以下の文章について、①～④の空欄に当てはまる語句として最も適切なものを選択肢 (A) ～ (O) の中から 1 つ選びなさい。

非比例式再保険の代表的な形態の一つは、エクセスオブロス・カバー (E L C) である。E L C は損害再保険分野で広く活用されており、多種多様な形態が存在する。一方、生命保険業界においても、 リスクの移転のために活用されるが、使用される形態は限定されており、移転される責任は に限られる。E L C のうち、カタストロフ・カバーでは、協約書で定義された「1 事故」のとき、ある定められた期間に発生し、かつ、その事故に因果関係がある全ての保険金支払の総額が、事前に定められている を超えた場合にその超過額について再保険会社の支払となる。

非比例式再保険のもう一つの代表的な形態は、ストップロス・カバー (S L C) である。元受会社は、毎年再保険料を支払う代わりに、偶然変動による死差損失の発生を防ぐことができるが、E L C と比較すると再保険料は である。大数の法則が十分に働かず、また十分な資本を持っていない小規模会社にとっては有効な再保険である。

【選択肢】

- | | | | |
|-----------|-----------|--------------|--------------|
| (A) 縮小限度額 | (B) 同程度 | (C) 免責金額 | (D) 責任準備金の積立 |
| (E) 集中 | (F) 割高 | (G) 填補限度額 | (H) 割安 |
| (I) 事業費 | (J) 地政学 | (K) 自己保有額 | (L) 集積 |
| (M) 大量解約 | (N) 発生率関係 | (O) 解約返戻金の支払 | |

(イ) 以下の条件の下で、ある集団の契約をストップロス・カバー再保険に出再することを検討している。この再保険の年払純保険料を計算し、最も近い値を以下の選択肢 (A) ~ (X) の中から 1 つ選びなさい。

なお、元受会社の収入保険料は純保険料をもとに計算すること。また、計算過程においては端数処理を行わないものとする。

【前提条件】

- ・ 被保険者数 : 400 人
- ・ 保険金額 : 一律 200 万円
- ・ 元受会社が受領する年払純保険料 : 被保険者 1 人あたり一律 4,200 円
- ・ エクセスポイント (※1) : 元受会社の総収入保険料の 1.0 倍
- ・ 支払限度 (※2) : 元受会社の総収入保険料の 2.0 倍
- ・ この集団の各年の死亡者数の分布は下表に従うものとする。

発生件数	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件	6 件	7 件以上
確率	0.4317	0.3626	0.1523	0.0427	0.0090	0.0015	0.0002	0.0000

※1 ストップロス・カバー再保険は、ある「一定額」を超過する場合にその超過額が再保険金の支払対象となる再保険制度である。エクセスポイントとは、その「一定額」を示す。

※2 再保険会社の支払責任額の上限。

【選択肢】

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (A) 25万円 | (B) 30万円 | (C) 35万円 | (D) 40万円 |
| (E) 45万円 | (F) 50万円 | (G) 55万円 | (H) 60万円 |
| (I) 65万円 | (J) 70万円 | (K) 75万円 | (L) 80万円 |
| (M) 85万円 | (N) 90万円 | (O) 95万円 | (P) 100万円 |
| (Q) 105万円 | (R) 110万円 | (S) 115万円 | (T) 120万円 |
| (U) 125万円 | (V) 130万円 | (W) 135万円 | (X) 140万円 |

問題 2. 次の (1) ~ (5) の各問に答えなさい。

(1) 6 点、(2) 6 点、(3) 7 点、(4) 5 点、(5) 6 点 (計 30 点)

(1) アセット・シェアについて、次の (ア) ~ (イ) の各問に答えなさい。(6 点)

(ア) アセット・シェア計算の代表的な活用目的を 4 つ挙げ、それぞれについて簡潔に説明しなさい。
(各 100 字以内)

(イ) 次の表は、以下の【前提条件】に基づく無配当終身保険のアセット・シェアの計算を行ったものである。表の①~④にあてはまる数値に最も近い値を、それぞれ次の選択肢 (A) ~ (X) の中から 1 つ選びなさい。ただし、計算の途中で端数処理は行わないが、表は小数点以下第 4 位を四捨五入して表示している。

t	0	1	2	3	...
AS_t	0	①	②	0.365	...
NA_t	0	XXX	XXX	④	...
V_t	0	XXX	③	XXX	...
W_t	0	0.100	0.200	0.275	...

- AS_t : 保険金額 1 あたりの第 t 保険年度末有効契約に対するアセット・シェア
- NA_t : 保険金額 1 あたりの第 t 保険年度末有効契約に対するネット・アセット・シェア
- V_t : 保険金額 1 あたりの第 t 保険年度末責任準備金率
- W_t : 保険金額 1 あたりの第 t 保険年度解約返戻金率

【前提条件】

- ・無配当終身保険、男性、40 歳加入、65 歳払込満了、年払、保険金額 1
- ・保険金額 1 あたりの営業保険料率は 0.13 とし、年始に払い込む。
- ・事業費は営業保険料に対し、初年度は 30%、2 年目以降は 2%を年始に支出する。
- ・資産運用利回りは 3.0%で一定とする。
- ・解約・失効率は 2.0%で一定とする。
- ・実績死亡率および予定死亡率は以下の死亡率表のとおりとする。

年齢	40	41	42	43	...
死亡率	0.0010	0.0012	0.0014	0.0016	...

- ・アセット・シェア、ネット・アセット・シェアは年単位で計算する。
- ・責任準備金は平準純保険料式を採用し、予定解約率は考慮しない。
- ・保険金額 1 あたりの純保険料率は 0.105 とし、年始に払い込む。
- ・予定利率は 0.25%とする。
- ・計算式は以下のものを使用すること

$$AS_t = \frac{(AS_{t-1} + \pi - E_t)(1 + i_t) - (q_t^d + W_t q_t^W)(1 + i_t)^{\frac{1}{2}}}{1 - q_t^d - q_t^W}$$

$$V_t = \frac{(V_{t-1} + P)(1 + i) - q_t(1 + i)^{\frac{1}{2}}}{1 - q_t}$$

$$NA_t = AS_t - V_t$$

π : 営業保険料率

E_t : 第 t 保険年度事業費率

i_t : 第 t 保険年度資産運用利回り

q_t^d : 第 t 保険年度死亡率

q_t^W : 第 t 保険年度解約・失効率

P : 純保険料率

i : 予定利率

q_t : 予定死亡率

・その他、記載のない項目についてはアセット・シェア等の計算に考慮する必要はない。

【選択肢】

- | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (A) 0.010 | (B) 0.020 | (C) 0.030 | (D) 0.040 | (E) 0.050 | (F) 0.060 |
| (G) 0.070 | (H) 0.080 | (I) 0.090 | (J) 0.100 | (K) 0.110 | (L) 0.120 |
| (M) 0.130 | (N) 0.140 | (O) 0.150 | (P) 0.160 | (Q) 0.170 | (R) 0.180 |
| (S) 0.190 | (T) 0.200 | (U) 0.210 | (V) 0.220 | (W) 0.230 | (X) 0.240 |

(2) 個人保険の生命保険商品（特約）の保険料率の設定にあたり、年齢・性別等の契約者の属性によらず、一律の予定発生率を設定することがある。こうした一律の予定発生率設定に関して、以下の（ア）～（ウ）の各問に答えなさい。（6点）

（ア）一律の予定発生率設定を行うことがある給付事由の例を2つ挙げよ（各20字以内）

（イ）一律の予定発生率設定を行う場合の、保険料の「充分性」と「公平性」に係る問題点について、それぞれ簡潔に説明しなさい。（各100字程度）

（ウ）一律の予定発生率設定はどのような場合に容認されるか。例を2つ挙げて簡潔に説明しなさい。ただし、配当による保険料の事後調整は考慮しないこととする。（各100字程度）

(3) AさんとBさんは、ある生命保険会社の主計部に勤務するアクチュアリーである。彼らの会社は新興国のS国に現地法人(T社)を設立し、S国の国民に、伝統的な平準払い養老保険と平準払い定期保険(現地通貨建)を販売している。

近年S国では、経済成長の鈍化に伴い市中金利が低下しており、T社では金利低下に合わせて販売商品の予定利率の引き下げを計画している。AさんとBさんは、本社のアクチュアリーの視点で、T社の保険料改定案を検討することになった。以下のAさんとBさんの会話と資料を読み、(ア)～(ウ)の各問に答えなさい。(7点)

【AさんとBさんの会話】

A：主力の養老保険と定期保険の営業保険料率の計算式は伝統的な $\alpha-\beta-\gamma$ 方式だったね。

B：保険料の計算式は【参考】のとおりです。

A：今回、予定利率を引き下げるとなると、保険料は値上がりするだろうね。

B：【資料1】が、予定利率の引き下げのみを行なった場合の養老保険の営業保険料の試算結果です。実際、値上がりして元本割れ(保険料払込累計額が満期保険金を超過すること)になっています。保険商品として問題はないでしょうか？

【資料1】養老保険の保険料試算結果(男性、保険期間10年、保険料払込期間10年)

		保険金 1,000,000 あたりの年払営業保険料		
		改定前	改定後	改定後-改定前
養老保険	加入年齢			
	20	93,159	103,152	9,993
	30	93,206	103,195	9,989
	40	93,610	103,575	9,965

A：この保険料でも、契約当初に死亡したときには、保険料を超える死亡保障があるから、保険商品としての意義はあるね。

B：販売に当たりお客様にその点をご理解いただく必要がありますね。

【資料2】は、定期保険の試算結果です。こちらも予定利率の引き下げのみを行なった場合ですが、養老保険とは逆に営業保険料が値下がりしています。

【資料2】定期保険の保険料試算結果(男性、保険期間10年、保険料払込期間10年)

		保険金 1,000,000 あたりの年払営業保険料		
		改定前	改定後	改定後-改定前
定期保険	加入年齢			
	20	3,240	3,147	▲93
	30	3,402	3,317	▲85
	40	4,415	4,359	▲56

A：①予定利率を下げたときに定期保険の保険料が低下することはありえる。

しかし、②この改定案で、定期保険と養老保険と併売した場合、部分的に問題がある価格設定になっているね。これだと養老保険にも定期保険にも加入することができるお客さんから、苦情(クレーム)を受けるかもしれない。

③これを回避するために、何か対応を検討したほうが良いだろう。

【参考】 T 社の営業保険料の計算方法

- ・ 保険金 1 あたりの年払営業保険料率 (P)

$$\text{養老保険} \quad \frac{\overline{A}_{x:\overline{n}} + \alpha + \beta \ddot{a}_{x:\overline{n}}}{(1 - \alpha' - \gamma) \ddot{a}_{x:\overline{n}}}$$

$$\text{定期保険} \quad \frac{\overline{A}_{x:\overline{n}} + \alpha + \beta \ddot{a}_{x:\overline{n}}}{(1 - \alpha' - \gamma) \ddot{a}_{x:\overline{n}}}$$

- ・ 予定事業費率 (保険種類ごとに一律に設定)

	契約締結時	保険料払込中 (毎年)
保険金 1 に対し	新契約費 α	維持費 β
営業保険料 1 に対し	なし	新契約費 α' 集金費 γ

【設問】

- (ア) 下線①について、予定利率の引下げ前後で、養老保険では営業保険料が増加したが、定期保険については営業保険料が低下した。この理由を簡潔に説明せよ。(250字以内)
- (イ) 下線②について、どの部分にどのような問題があるかを簡潔に説明せよ。(200字以内)
- (ウ) 下線③について、この問題点を回避するためにどのような方法が考えられるか。具体的な対応案を3つ挙げて簡潔に説明せよ。(各100字以内)

(4) 住宅購入者が銀行のローンを活用して住宅を購入する際に、購入者の死亡といった万が一の場合に、遺された家族の住居を確保することができるための仕組みとして団体信用生命保険がある。A 銀行は、【資料 1】のような団体信用生命保険を付帯した住宅ローンを販売しており、【資料 1】の「ご利用いただける方」に該当するお客さまの一定数以上が当該保険を付帯して契約している。

団体保険におけるグレッグの原則（5 原則）を挙げ、【資料 1】の商品に付随する団体信用生命保険について、グレッグの原則を満たしていると考えられる箇所を、5 つの原則それぞれについて列挙せよ。（各 200 字以内）（5 点）

【資料 1】 A 銀行の団体信用生命保険付住宅ローンのパンフレットの記載事項（概要）

項目	内容
対象商品	A 銀行住宅ローン A 銀行住み替えローン A 銀行建て替えローン ※商品ごとにお申し込みの条件が異なります。
ご利用いただける方	上記商品を新規にお借入れいただく方で、お借入時の年齢が満 70 歳未満かつ最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方 ※告知内容によっては、保険会社にご加入をお断りすることがございます。
お借入れ金額	2 億円以内 ※1 つのお借入れ金額が 1 億円超の場合は、所定の診断書をご提出いただきます。
お借入れ利率	上記対象商品の店頭表示金利 ※各種金利プランもあわせてご利用いただけますが、その場合も上記金利を上乗せさせていただきます。
中途加入について	既に A 銀行で住宅ローンをご利用の場合、ご返済の途中で団体信用生命保険にご加入することはできません。
付帯される保険の概要	銀行が保険契約者となり、ローン利用者を被保険者とする団体信用生命保険です。保険料は保険契約者である銀行が保険会社に払い込みます。 保険会社から受領した保険金は銀行が受け取りローン債務の返済に充当します。 融資日以降に死亡された場合、または約款に定める高度障害状態に該当された場合に、住宅ローン残高の 100%相当額が保険金として支払われます。
	保障期間：住宅ローンのお借入れ期間
	引受保険会社：****生命保険
	ご留意事項：保険金のお支払には制限がございます。この資料は商品の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。生命保険のお申込みにあたっては、所定の「重要事実に関するご説明（契約概要・注意喚起事項）」を必ずお読みいただき、詳細をご確認ください。

- (5) あなたの会社は、入院・手術給付を主たる給付とする医療保険（少額の死亡給付も組み込んでいる。以下、本商品という）を販売している。事後モニタリングにおいて、給付種類ごとの保険給付の状況、継続率、販売量を確認したところ、以下の【モニタリング状況】のとおりとなった。このとき、次の（ア）、（イ）の各問に答えなさい。（6点）

【モニタリング状況】

- 入院給付については、発生指数（保険年度実績発生率÷保険年度予定発生率）は、直近3保険年度においていずれも100%を下回り、かつ改善傾向にある。この結果、以下の手術給付、死亡給付の損失を補う水準の危険差益が発生している。
- 手術給付については、発生指数が直近3保険年度すべてにおいて100%を超過しており、危険差損が発生している。
- 死亡給付については、発生指数は、直近3保険年度において、悪化傾向にあり、直近年度においては100%を超え、危険差損が発生しているが、他の給付に比べてきわめて少額である。
- 継続率は当初の想定と大きな乖離はない。
- 販売量は当初の想定と大きな乖離はない。

- (ア) 本商品では医療保険に少額の死亡給付を組み込んでいるが、このように、医療保険において死亡給付を高額としないことの理由と、死亡給付をゼロとしないことの理由を、それぞれ簡潔に説明せよ。（各150字以内）

- (イ) 現在、営業部門からの要請により、本商品の見直しを検討している（※保険料の引き下げを意図するものではないとする）。その一環として、各給付の予定発生率の見直しも検討対象となっている。

この予定発生率について、見直しを「行う場合」「行わない場合」の両方を想定し、それぞれの判断に至った根拠を簡潔に説明しなさい。（各300字以内）

【 第 II 部 】

問題 3. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。

各 25 点 (計 50 点)

(1) あなたの会社では、確定年金の個人年金 (※1) を主力商品の一つとして販売している。このたび、平均寿命が延伸している中での長生きリスクへの保障・老後の資金ニーズの高まりに応えるため、トンチン性 (※2) のある商品を開発することを考えている。次の (ア) ~ (ウ) の各問に答えなさい。(25 点)

※1 保険料の払方は平準払と一時払。年金開始時に一括受取りも可能。

※2 死亡者の持ち分を生存者に移すことにより年金額を高める商品。

(ア) トンチン性のある個人年金商品としては、次の①・②の 2 つのタイプが考えられる。それぞれについて、死亡給付金額 (年金支払開始後は死亡時の払戻額) の設定例を具体的かつ簡潔に説明せよ。(各 150 字以内) (2 点)

①年金支払開始前にトンチン性があるタイプ

②年金支払開始後にトンチン性があるタイプ

(イ) トンチン性商品における長寿リスクについて説明しなさい。また、死亡保障商品の死亡リスクと対比しつつ、性質についても説明しなさい。(400 字程度) (4 点)

(ウ) 以下の【前提】で保証期間付終身年金の個人年金の商品開発を行うにあたり、アクチュアリーとして留意すべき点を説明し、所見を述べなさい。なお解答にあたっては、以下の【観点】を含めること。(3500 字程度) (19 点)

【前提】

- ・従来の確定年金も需要があるため、商品改定の検討をしつつ、継続販売する。
- ・足元では金利は上昇傾向にあるものの、数年前に比べ乱高下が激しく、今後の見通しについては不透明である。

【観点】

- ・トンチン性を踏まえた商品設計、契約の各種取扱い
- ・保険料や年金額計算のための計算基礎率の設定
- ・販売方針
- ・収益の性質を踏まえた事後モニタリングと、リスク顕在時の改善アクション
(なお、(イ) で述べた長寿リスクの性質について、ここで説明する必要はない)

(2) 次の(ア)、(イ)の各問に答えなさい。(25点)

(ア) 第三分野商品の予定発生率の設定は、死亡保険の予定死亡率の設定よりも困難であることが想定される。その理由を3つ挙げ、それぞれ簡潔に説明しなさい。(各100字以内、3点)

(イ) あなたの会社では、一般的な危険選択を行う医療保障保険(以下、商品A)を販売していたが、10年前から、他社に先駆けて、引受基準を緩和した医療保障保険(以下、商品B)を併売している。商品A・Bの【特徴】は以下のとおりである。

【特徴】

- ・商品A・Bともに、病気やケガによる入院・手術に対し所定の給付金を支払う保険である。
- ・商品Aに対し、商品Bは、既往症のある被保険者でも加入可能であり、告知も簡潔で、保険料率・契約初期の給付金額について差を設けている。
- ・顧客利益保護の観点から、被保険者が商品Aに加入できると判断される場合には、商品Aを提供している。

商品Bについて、当初は先行会社としての優位性を生かし、順調に保有を増やしてきた。しかし、発売から10年が経過した現在では、他社でも同様の商品が販売されており、新契約の伸展には陰りが見えている。また、発生指数も悪化傾向である。

このため、事後モニタリングとして商品A・Bの収益性検証を実施し、対策を検討したい。本商品の収益性検証において、アクチュアリーとして留意すべき点を説明し、所見を述べなさい。なお解答にあたっては、以下の【論点】を含めること。(3500字程度)(22点)

【論点】

- ・各商品の収益性の特徴
- ・競争環境の変化が与える影響
- ・収益性検証の目的
- ・収益性検証の実施手順
- ・収益性検証の結果の活用方法

以 上